

宇都宮市DV対策関係機関ネットワーク会議設置要綱

(趣旨)

第1条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第5条の2規定に基づき、関係機関との連携を取りながら、関係部署が共通の認識をもって、本市のDV対策をより効果的に推進し、DV被害者への対応を的確なものにするため、「宇都宮市DV対策関係機関ネットワーク会議」（以下、「ネットワーク会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ネットワーク会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 配偶者からの暴力の被害者の保護に関する情報交換及び支援内容の協議に関すること
- (2) 関係機関等の連携促進に関すること
- (3) DV防止に係る啓発活動に関すること
- (4) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 ネットワーク会議は、別表に掲げる機関の指定する者（以下「委員」という。）で構成する。

(会議)

第4条 ネットワーク会議に座長を置くこととし、座長は事務局を所管する課長をもって充てる。

- 2 ネットワーク会議は、必要に応じて座長が招集し、その議長となる。
- 3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 4 座長は、第2条に規定する所掌事務を行うために必要があると認めるときは、法第5条の2第5項の規定により、構成機関に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 5 ネットワーク会議は、協議の内容によって必要があると認めるときは、座長が指名する委員により、開催することができる。
- 6 ネットワーク会議は、具体的な支援内容の検討等を行うため、当該検討等に関係する構成機関の実務担当者による会議を開催することができる。

(事務局)

第5条 ネットワーク会議の事務局は、宇都宮市総合政策部女性活躍推進課内におく。

(守秘義務)

第6条

次の各号に掲げる構成機関の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、ネットワーク会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- (1) 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
- (2) 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
- (3) 前二号に掲げる者以外の者 ネットワーク会議を構成する者又は当該者であった者

2 前項の規定は、第4条第3項の規定により出席する構成機関以外の者に準用する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ネットワーク会議の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月31日から施行する。

この要綱は、平成19年7月 3日から施行する。

この要綱は、平成21年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月 1日から施行する。

この要綱は、平成30年4月 1日から施行する。

この要綱は、令和 6年8月 1日から施行する。

この要綱は、令和 7年4月 1日から施行する。

別表 構成機関

No	機 関 名
1	宇都宮地方法務局人権擁護課
2	栃木県中央児童相談所虐待対応課
3	栃木県労働局
4	とちぎ男女共同参画センター相談支援課
5	栃木県精神保健福祉センター教育相談支援課
6	栃木県警察本部生活安全部人身安全少年課
7	宇都宮中央警察署生活安全課
8	宇都宮東警察署生活安全課
9	宇都宮南警察署生活安全課
10	宇都宮市医師会
11	栃木県弁護士会
12	宇都宮市地域まちづくり推進協議会
13	宇都宮市自治会連合会
14	宇都宮市民生委員児童委員協議会
15	宇都宮人権擁護委員協議会宇都宮部会
16	宇都宮市社会福祉協議会
17	とちぎ性暴力被害者サポートセンター(とちエール)
18	認定特定非営利活動法人ウイメンズハウスとちぎ

【庁内関係課】

19	宇都宮市保健福祉部高齢福祉課
20	宇都宮市保健福祉部障がい福祉課
21	宇都宮市子ども部子ども支援課
22	宇都宮市総合政策部女性活躍推進課